

# 12・6講演会

～ 2013.12.6 秘密保護法強行採決 この日を忘れない！

講師：愛敬浩二さん

(名古屋大学 法学部・大学院法学研究科教授、憲法学)

日時：2016年12月6日(火)

18:30～20:30 (開場：18:00)

場所：名古屋YWCAビッグスペース

主催：秘密保全法に反対する愛知の会

参加費：500円

この件の連絡先：090-8737-2372(近藤)



1966年生。2004年に名古屋大学助教。2005年より現職。「九条の会」世話人。編著書：『改憲問題』ちくま新書、2006年。『3.11と憲法』(共著)日本評論社、2012年。『改憲の何が問題か』(共著)岩波書店、2013年。『緊急事態条項の何が問題か』(共著)岩波書店、2016年。

## 市民の政治的表現の自由 ～大垣警察市民監視事件からみえるもの

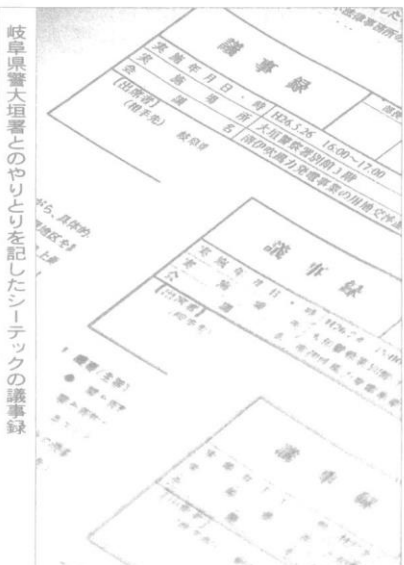
### 警察から教える

2011年、福島原発事故。2012年、原発再稼働。2013年、特定秘密保護法強行採決。2014年、集団的自衛権行使容認閣議決定。2015年、戦争法強行採決。全国各地で市民が抗議の声を上げました。デモ、ミニ集会、スタンディングなど、市民の政治的な表現が「普通のこと」になってきました。

他方、基本的人権を制限する憲法に変えたい願望をもつ安倍政権の下、警察はますます「政治警察」の要素を強めています。

2014年に発覚した大垣警察市民監視事件では、警察が風力発電事業者を呼んで、繰り返し反対運動潰しの指南をしていました。警察曰く「M輪やM島が風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることを御存じか。」「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対するKという人物がいるが、御存じか。」「このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない。」「Fと強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。現在Fは気を病んでおり入院中である…」 近くで起きたこの具体的事例から、市民の政治的表現の自由について、今一度考えてみませんか。

電の反対運動に関係ないので、近藤浩二さん(風力発電事業者)は、風力発電事業者の代表として、大垣警察に呼び出された。近藤さんは、大垣警察に呼び出された。近藤さんは、大垣警察に呼び出された。近藤さんは、大垣警察に呼び出された。



### 秘密保全法に反対する愛知の会

(事務局)〒462-0819 名古屋市北区平安 2-1-10 第5水光ビル 3F 弁護士法人 名古屋北法律事務所内

【TEL】052-910-7721【FAX】052-910-7727【Eメール】no\_himitsu@yahoo.co.jp【ブログ】http://nohimitvu.exblog.jp/